

平成31年度（2019年度）

松戸市中小企業補助金等取得支援補助金 申請要領

1 補助金の目的

自社の経営の安定と発展を目的として国等の補助金等を取得しようとする中小企業者等に対して、外部の専門家に申請手続等を委託する経費の一部について補助することにより、中小企業の活性化に寄与することを目的としています。

2 補助対象事業

国及び千葉県とそれらの外郭団体が交付する補助金の申請、国際標準化機構が定めるマネジメントシステム規格（ISO）の認証取得（※1）並びに特許権その他の産業財産権（※2）の出願に対して、外部の専門家に申請手続等を委託する経費の一部について補助します。

（※1）取得は、新規取得に限定せず、更新を含みます。

（※2）その他の産業財産権は、実用新案権、意匠権、商標権を含みます。

3 補助対象経費

市内事業所での投資等について、外部の専門家（※3）に国や県の補助金等（※4）の応募、申請、出願等にかかる書類作成及び手続を委託するための費用（※5）が補助対象となります。

（※3）外部の専門家の一例

中小企業診断士、行政書士、弁理士、コンサルタント会社

（※4）国や県の補助金等の一例

国：ものづくり・商業・サービス高度連携推進事業

国：小規模事業者持続化補助金

県：ちば中小企業元気づくり基金

その他：ISOの認証取得、特許権その他の産業財産権の出願

（※5）作成委託費用

作成委託料と別個の名目で生じた経費は対象外となります。

例えば、外部の専門家に旅費が発生した際、「旅費」を単独で計上した場合には対象外となります。

4 補助対象者

中小企業者等（※6）のうち、次に掲げるすべての要件を満たす方になります。

- (1) 市内に事業所を有すること
- (2) 市税を滞納していないこと

（※6）中小企業者等とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
ア 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者
イ 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業者

<参考：中小企業基本法上の中小企業者>

業 種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
1 製造業・下記2～4以外の事業	3億円以下	300人以下
2 卸売業	1億円以下	100人以下
3 サービス業	5,000万円以下	100人以下
4 小売業	5,000万円以下	50人以下

5 補助回数の制限

一の中小企業者等当たり1年度につき1回

6 補助金額

補助率：補助対象経費の1/2

補助上限額：30万円

7 申請期間

随時受付を行っております。

ただし、外部の専門家と委託契約をする前に松戸市商工振興課へ申請してください。

すでに外部の専門家に依頼し、国や県の補助金応募・申請手続、ISO 認証取得の手続、特許権その他の産業財産権の出願手続を行っているものは対象外となります。

市に交付申請を行った年度内に国や県の補助金に応募・申請し（ISO 認証取

得の申請、特許権その他の産業財産権の場合は出願)、外部の専門家に委託料を支払うことが要件です。

補助金等取得支援補助金は、採択手続のある国・県の補助金に応募する場合、その可否に関わらず補助金の交付を受けることができます。

8 提出書類

外部の専門家に委託する前に下記の書類をそろえ、松戸市商工振興課の窓口
に提出してください。

	交付申請時	実績報告時
申請に必要な書類	①交付申請書【第1号様式、市HPからダウンロード可】	①実績報告書【第3号様式、市HPからダウンロード可】
	②事業計画書【第1号様式別紙、市HPからダウンロード可】	②事業報告書【第3号様式別紙、市HPからダウンロード可】
	③商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書) ※法務局で発行したもの(原本) ※発行から3か月以内のもの ※1通600円(書面請求の場合)	③補助事業を実施したことを証する書類(下記2種類) ・成果物に関する証拠書類(国や県の補助金、ISO認証取得・産業財産権の出願書コピーなど)
	④見積書等の経費に関する根拠書類	・国や県の補助金やISO認証取得・産業財産権を出願した証拠書類(送り状の控えなど)
	⑤直近の決算書1期分の写し ※創業後1年未満の場合は、決算書がないため不要	④補助事業の経費(委託費)の領収証・払込済控、当座勘定照合表などの決済の確認が可能なものの写し ※原本確認をするので、原本も持参すること
	⑥滞納なしの納税証明書(原本) ※松戸市役所収納課(本庁舎新館2階)で発行	⑤交付請求書【第5号様式、市HPからダウンロード可】
	⑦国や県の補助金やISO認証取得・産業財産権出願の公募要領や募集チラシなど	
	⑧委託先の概要書(パンフレット、HP情報など)	
	⑨債権者登録申出書(初めて申請する場合)	

9 申請方法

申請書類の提出方法は、持参に限ります。郵送による申請は受け付けておりません。松戸市役所商工振興課の窓口にお持ちください。

10 申請から交付までの流れ

- 書類審査
-
- (1) 松戸市中小企業補助金等取得支援補助金の交付申請
 - ※委託先と契約する前に、必要書類を松戸市役所商工振興課に提出してください。
 - ※申請書類は P.3 の「交付申請時の提出書類」を参照してください。
 - ※書類審査の結果、書類不備等があった場合は再提出を求めます。
 - (2) 交付決定通知の送付
 - ※市から申請者へ交付決定通知を送付します。
 - (3) 委託先との契約と国や県等へ補助金等の応募・申請
 - ※補助金等取得支援補助金の交付申請は必ず委託先と契約する前に行ってください。
 - ※国や県等へ提出する書類及び送付状は必ずコピーを取ってください。実績報告書の添付書類として必要となります。
 - (4) 実績報告
 - ※委託契約後、対象となる国や県の補助金や ISO を取得するための書類、特許権その他の産業財産権の出願手続を国や県等に提出した後に、実績報告書類を商工振興課へ提出してください。
 - ※実績報告書類は P.3 の「実績報告時の提出書類」を参照してください。
 - ※交付請求書は実績報告書と一緒に提出してください。
 - (5) 補助金額の確定
 - ※市から申請者（交付決定者）へ確定通知書を送付します。
 - (6) 補助金の振込
 - ※交付請求書を市へ提出後 1 か月程度をめぐり、指定口座に補助金を振り込みます。

制定 平成29年4月1日松戸市告示第118号

改正 平成30年3月28日松戸市告示第104号

松戸市中小企業補助金等取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、中小企業の活性化に寄与するため、自社の経営の安定と発展を目的として国等の補助金等を取得しようとする中小企業者等に対して、外部の専門家に申請手続等を委託する経費の一部について、予算の範囲内において、松戸市補助金等交付規則（昭和55年松戸市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

ウ ア又はイに準じるものとして市長が認めるもの

(2) 国等の補助金等 国及び千葉県とそれらの外郭団体が交付する補助金、国際標準化機構が定めるマネジメントシステム規格の認証並びに特許権その他の産業財産権

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、国等の補助金等を取得しようとする中小企業者等であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に事業所を有すること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第4条 補助対象経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の交付は、一の中小企業者等当たり1年度につき1回とする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付申請をしようとするときは、松戸市中小企業補助金等取得支援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

(3) 収支決算書

(4) 納税証明書

(5) その他市長が必要と認める書類

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、松戸市中小企業補助金等取得支援補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）によるものとする。

（実績報告）

第7条 規則第11条の規定により実績報告をしようとするときは、松戸市中小企業補助金等取得支援補助金実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業決算報告書
- (2) 補助対象事業を実施したことを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（額の確定通知）

第8条 規則第12条の規定による補助金の額の確定通知は、松戸市中小企業補助金等取得支援補助金額確定通知書（第4号様式）によるものとする。

（交付の請求）

第9条 規則第14条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、松戸市中小企業補助金等取得支援補助金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日松戸市告示第104号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表

補助対象経費	補助金の額
市内事業所での投資等について、外部の専門家に国等の補助金等の応募、申請、出願等に係る書類作成及び手続を委託するために要する費用	一の中小企業者等当たり30万円又は補助対象経費に2分の1を乗じて得た額のいずれか低い額

申込・問合せ先：松戸市 経済振興部 商工振興課
〒271-8588 松戸市根本387-5(京葉ガス第2ビル4階)
電話：047-711-6377 ファクス：047-366-1550